

特記仕様書

工事名：久米島町新クリーンセンター外構工事
位置：久米島町字阿嘉地内
工期：350日間

1) 一般適用事項

1-1 本工事は、本特記仕様書及び図面に準じて施工することを原則とし、本特記仕様書に記載されていない事項は、土木工事共通仕様書（沖縄県土木建築部）、コンクリート標準示方書（土木工学会）、アスファルト舗装要綱（日本道路協会）、道路土工指針（日本道路協会）に準じて厳密に施工しなければならない。

施工は本特記仕様書を優先とし、次に図面、各示方書の順とする。

1-2 請負者は、工事の施工にあたり、建築基準法及び関係法令、条例、規則等を遵守して行う。なお、これらの諸法規の運用及び適用は請負者の負担と責任において行う。

1-3 週休二日制の適用

本工事は、受注者が、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について受注者と協議する方式（通期の週休2日は必須）の適用工事である。

完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

取り組む旨の協議が整った場合には、月単位の4週8休以上の取得計画を記載した「取得計画表」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。

毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書」を発注者へ提出する。

「週休2日補正係数」については、完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたいうでで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成のもの又は完全週休2日（土日）を希望しないものについては、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとする。月単位の週休2日が未達成のもの又は月単位の週休2日の取組を希望しないものについては、通期の週休2日の補正係数を除いた変更を行うものとする。

なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休2日適用工事の実施要領」別紙1、2に示す補正係数を各経費に乗じる。

完全週休2日（土日）補正係数
対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる場合。

① 労務費 1.02、② 共通仮設費率 1.02、③ 現場管理費率 1.03
月単位の週休2日補正係数
対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合

① 労務費 1.02、② 共通仮設費率 1.01、③ 現場管理費率 1.02
工事現場の公衆の見やすい場所に週休2日の取得状況を掲示するものとする。

1-4 調査測量

請負者は、工事着手前に設計図と現地の関係を詳細に調査測量し、著しい相違を発見した場合は速やかに監督員に報告し指示説明をうけなければならない。

1-5 工事の変更及び追加

工事施工にあたっては請負者、監督が本仕様書を改正する必要を認めたときには両者協議の上変更又は追加を行うことがある。

2) 着 手

2-1 書類の提出

請負者は、工事着手前に次に示す書類を作成し、提出し、承認を受けなければならない。

- | | | |
|-----------|-----------|--------|
| 1, 工事着手届 | 2, 施工計画書 | 3, 工程表 |
| 4, 現場代理人届 | 5, 主任技術者届 | |

2-2 詰所、材料置場等

- 1) 工事請負者は、現場近くに現場事務所を設置しその一部を監督員詰所として提供すること。
- 2) 工事請負者は、本工事に必要な測量器具一式現場事務所に常備し測量有資格者を専任しておかなければならない。
- 3) 現場事務所内には、工事の概要、工事計画、実施図、天気図、その他必要事項を理解できるよう示すこと。
- 4) 請負者は、常に監督員と連絡が取れるように電話施設又は何らかの方法を取らなければならない。

2-3 工事測量

本工事に必要な測量に要する費用は、すべて請負者負担とする。

3) 土 工 事

3-1 切取りは、できる限り上部から行うものとし、切りすぎないように注意しなければならない。

3-2 切取り及び構造物の床堀仕上げは、所定の計画高を原則とする。但し、監督員が特に指示した場合はこの限りではない。

3-3 工事請負者は、1：4より急な勾配を有する地盤上に路体盛土工を行う場合には、特に指示する場合を除き段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。

3-4 盛土箇所で路体部は、一層仕上厚30cm、路床部は一層仕上厚20cmとし（路体部の最適含水比に於ける最大乾燥密度85%以上、路床部の最適含水比に於ける最大乾燥密度90%以上に転圧するものとする。

3-5 土捨場は監督員が指示する所定の場所に捨土を行い、地元住民又は利害関係者相互間において協議の上敷均し、捨て土途中の法面においては乳剤散布等を行い、砂防等にも万全策を期し甲の承認を得るものとする。

4) 路 盤 工

4-1 下層路盤は、再生クラッシャーランとし修正CBR30%以上の材料を使用し、締固め度は最大乾燥密度93%以上とする。

4-2 上層路盤は、粒調碎石M-40とし修正CBR80%以上の材料を使用し、締固め度は最大乾燥密度93%以上とする。

5) コンクリート工

- 5-1 コンクリートは J I S A 5 3 0 8 に規定するレディミックスコンクリート及びそれと同じ同等品を用いる。
- 5-2 コンクリート打込み後は、平温、急激な温度変化、乾燥、衝撃等の有害な影響をうけないように十分養生しなければならない。養生日数は監督員の承認を受けるか、又は現場コンクリートと同じ状態で養生した供試体の強度試験を行い構造物の強度を推定して決定しなければならない。
- 5-3 コンクリートの露出面は、むしろ布等をぬらしたものでこれをおおうか又は散水して打ち込み後少なくとも 5 日間常に湿潤状態に保たなければならない。
- 5-4 一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては 5 5 % 以下、無筋コンクリートについては 6 0 % 以下とする。
- 5-5 試験に要する費用は、すべて工事請負者の負担とし、その結果については監督員の指示に従い提出するものとする。

6) 撤去工

- 6-1 舗装切断作業に伴い、切断機から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。
- 6-2 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。
- 6-3 なお、請負者は排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

7) 工事記録写真

- 7-1 写真撮影は全てカラー仕上げとして工事着手前、外部から明視できなくなる箇所の施工状況、重要な工事段階及び完成後等の工事状況を撮影し、アルバムに整理説明して監督員に提出するものとする。
- 7-2 写真撮影にあたっては測定の確定ができるように図面及び対象物の関連をつけ被写体には掘削深、掘削幅、基礎幅、基礎厚、その他の施工寸法が判別できるようスタッフ、折尺等をあてる。又、工種、測点、該当、設計寸法、実測寸法、施工時期・その他必要事項を記入した小黒板を置いて撮影し、焼付後の整理及び確認の便とする。
- 7-3 アルバムの整理は撮影順に貼り付けることなく関連工種ごとに説明書を附し整理すること。

8) 品質管理

- 8-1 工事に使用する材料は、設計図に品質規格を特に明示した場合を除きこの仕様書によらなければならない。
- 8-2 この仕様書に規定のない材料については、日本工業標準調査会制定の日本工業規格（J I S）及びこれらに準ずる規格に適合するもので監督員の承認を得たものでなければならない。
- 8-3 工事材料は使用に先立ち検査を受け合格品は予め協議した場所に整理し、随時甲の点検ができるように保管しておかななければならない。
- 8-4 工事請負者は以下の試験を行うのに必要な動力及び材料を監督員に提出しなければならない。
- ・コンクリートスランプ試験
 - ・コンクリート圧縮強度試験
 - ・現場密度試験
- その他必要に応じて監督員と協議の上試験を行うことがある。
試験方法は日本工業規格（J I S）又は甲の指定する方法によらなければならない。

9) 擁壁工及び構造物の支持力確認

- 9-1 擁壁工は、建築確認申請を行っている為、承認された構造・形状及び安定性能を満足するものとする。
- 9-2 構造物の施工は、設計どおりの地盤の支持力があることを地盤工学会基準JGS1521（平板載荷試験）を実施し確認を行うこと。支持力が不足する場合は、工事監理者と協議の上、必要な措置を講ずること。

10) 安全管理

- 10-1 安全施設等は道路工事保安施設基準、市街地土木工事公衆災害防止対策要綱及び所轄警察署の許可条項を厳守し安全管理、災害防止に努めなければならない。
- 10-2 工事現場に工事表示等を設置し、道路交通法に準じて監督員と協議の上規制標示・警戒標示・協力依頼標示・バリケート等を適切に設置し、夜間にあたっては注意灯を点ずるなど保安警戒に十分注意するものとする。
- 10-3 工事区域内に車両又は歩行者の通行があるときは、これら交通に十分な施設をするとともに交通整理員をおかななければならない。

1 1) 竣 工 図 面

1 1 - 1 本工事完了の際は竣工図面（電子データ）及び青図2部作成して監督員へ提出し竣工検査を受けること。尚、図面の様式は監督員の承認を受けるものとする。

1 2) 提 出 書 類

1 2 - 1 本工事に関し監督員が指示する日時までに次の書類を提出しなければならない。

・着手届、主任技術者及び現場代理人届	着 手 前
・資材承認願	着 手 前
・工程表及び実施計画表	着 手 前
・工事進歩状況報告書	毎月1回
・週間工程表	毎週1回（提出日は監督員と協議）
・資材試験の結果	試 験 毎
・竣工図面（電子データ） 及び 青図2部	完 了 後
・工事概要書（A3横版）	完 了 後
・工事記録写真（電子データを含む）	完 了 後
・工事日誌及び材料受け渡し簿	完 了 後
・完了届	完 了 後

1 2 - 2 上の記載されている書類以外に監督員が必要と認めた場合には、工事請負者はこれを作成し提出しなければならない。

1 3) そ の 他

1 3 - 1 本特記仕様書、本特記仕様書以外に疑義が生じた場合には監督員と協議のうえ決定するものとする。

1 3 - 2 本工事に使用する資材等は県内で算出、生産又は製造される資材等で規格、品質、価格等が、適性である場合にはこれを優先して使用するものとする。

1 3 - 3 監督員から要請があれば受注者は工程会議を開催しなければならない。

1 3 - 4 請負者は施工箇所が他の業者と隣接する場合は、施工当事者同士、十分調整し遅滞なく施工しなければならない。

1 3 - 5 請負者は施工範囲に変更があれば施工監理者と調整しなければならない。また、その結果報告を監督員へ書面をもって提出しなければならない。

1 3 - 6 工事施工のために必要な関係官公署、その他に対する手続きは、受注者において、迅速に処理した後でなければ施工してはならない。

1 3 - 7 請負者は、工事請負代金が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正の各段階において「工事カルテ」を作成し、監督官の確認を受けた後に、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝祭日を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝祭日を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、(財)日本建設情報総合センターに登録申請するものとする。

- 13-8 本工事で使用するリサイクル材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。
ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用することができる。この場合においても請負者は「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。
また、ゆいくる材の在庫がない等により使用できない場合は、監督員と協議すること。
ゆいくる材の品質管理にあたっては、「土木工事施工管理基準」のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。
請負者は、工事請負金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に(財)沖縄建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。
請負者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取、及び現場への資材初回搬入時と敷均し転圧完了後の現場簡易試験を、監督員の立合のもと実施しなければならない。
請負者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。
- 13-9 本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）（又は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号））に基づいて適正に処分するものとする。
やむを得ない事情によりこれにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
- 13-10 請負者は、完成通知の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。
・ゆいくる材利用状況報告書
・ゆいくる材出荷量証明書
・再生資源利用実施書、同利用促進実施書
監督員に提出された書類は、監督員より建設技術センターへ提出された後、建設技術センターから監督員あてに「再生資源関係書類最終確認書」を発行するので受注者は監督員からこれを受領して完成検査時に検査員に提示すること。
- 13-11 請負者は、建設業退職金共済へ加入し確認できる書類を監督員に提示しなければならない。
・建設業退職共済証紙購入状況報告書の提出
・領収書
・共済手帳の受払簿・写し等の整備
・建設業退職共済生徒適用事業主工事現場標識の掲示